

令和6年度山梨県困難な問題を抱える女性支援調整会議 代表者会議

議事録

日 時：令和7年1月23日（木）午前10時～12時

場 所：防災新館 406

出席者（委員）：次のとおり（17名）

- ・山梨県 多様性社会・人材活躍推進局 次長 入倉由紀子
- ・山梨県 精神保健福祉センター 所長 志田博和
- ・山梨県 女性相談支援センター 所長 佐藤久子
- ・山梨県警察本部 人身安全・少年課 課長 廣瀬忍
- ・山梨県警察本部 保安課 課長 志村一
- ・甲府市 人権男女参画課 課長 佐野良太
- ・富士吉田市福祉課 課長 川野竜洋
- ・特定非営利活動法人 エンパワメントアフロッキー 代表理事 望月理子
- ・社会福祉法人子育ち・発達の里 社会的養育機関エール 相談員 浅川文乃
- ・女性シェアハウス星の虹 代表 二星星
- ・女性の人権サポート くろーばー 代表 青柳明美
- ・女性ヘルスエンパワメントネット 代表 伏見正江
- ・山梨県困難な問題を抱える女性支援団体育成アドバイザー 佐々木由紀
- ・山梨県男女共同参画推進センター リーダー 土橋莉花
- ・山梨県弁護士会 貧困問題及び自殺対策委員会 委員 木下徹
- ・やまなし性暴力被害者サポートセンター センター長 望月由紀

議事（1）

「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」の令和6年度進捗状況について

事務局：資料3-1について説明

議長：ただいまの説明について、ご質問等あればお願いします。

委員：（資料P11のSNS相談事業について）

今年度開始したSNS相談事業「かもしか」ですが、女性相談支援センターの相談員の質の向上にどのように活かされていますか。他県では、SNS相談事業に600万程度費用がかかっているが、相談のみならず、アウトリーチや同行支援、居場所づくり、具体的な情報提供まで含めた事業として、委託事業者任せだけではなく、女性相談支援センターの機能強化につなげていただきたい。また、4月から女性相談支援センターの事業が開始して日が短

いですが、費用対効果はどのように分析しているか教えてほしいです。もう1点は、資料13ページに女性相談支援センターの一時保護の状況がでている。入所者数が、計15人中うちDV11人とあるが、この入所された方たちの特性は何かあったか。過去の経験から、相談数は多いが一時保護につながらない、一時保護が必要と考えてもできないケースが何件もありました。このような場合、どのようなアセスメントをして、女性相談支援センターの機能強化につなげていくのか。この2点について教えてください。

事務局：SNS相談につきましては、相談者の秘匿性の確保に加えて、個人情報、情報セキュリティをしっかりと確保しなければならないので、県の仕様に合わせたシステム構築が不可欠であったこと、また、文字情報で相談をやりとりする特性もあるので、知見・実績のある事業者へ外部委託をして進めているところです。また、受託事業者であるエンパワメントかながわ様には、支援調整会議の実務者会議にもご参画いただいております。関係機関と顔つなぎや、連携強化を図りながら、SNSにきた情報につきましては、受託事業者様から女性相談支援センターに情報を提供していただいているところですので、関係機関、女性相談支援センターと、我々も含めて、しっかり支援をして参りたいと考えているところです。

委員：入所の状況ですが、去年と今年で状況が大きく変化しているとは考えておらず、入所人数が少ないため統計的な分析はできませんが、生活困窮でその背景にDVがあると感じているところです。あと、希望された方全員が入所しているわけではなく、我々が説明をする中で、女性相談支援センターのシェルターに入ると仕事や学校に通えないなどの制約があることを知ります。その上で入所することが難しいとなった場合、そこで終わりにせず、じゃあどうしていったらいいのかと相談を継続していくようにしています。なお、今年度、関係機関からの連絡により相談があった方の中で、精神的な症状が強いと見受けられる方については、入所をお受けすることができませんでした。女性相談支援センターとしては、一時保護所へ入所されない場合でも、相談者が困らないよう、入所以外の相談に乗ったり、他の関係機関へ繋いだりすることを心がけております。

議長：ほかにございますか。

委員：相談先は現状どおり女性相談支援センターでよいのか。住まいなどについては、市町村も相談を受けることは可能なのか。

委員：県の女性相談支援センターの場合は、住居問題なども含め、女性が相談したいことであれば何でも受けることになっております。今後、甲府市と富士吉田市には女性相談支援がありますので、必要があれば女性相談支援センターから紹介しますし、住居問題であれば、市営住宅や県営住宅の窓口を紹介しています。女性相談支援センターは基本的にはどんな

相談でも受けておりまして、そのうえで必要な情報提供等をしております。

委員：私も結構お世話になっているのでその熱意等は分かっておりますが、窓口の負担感をいつも感じているので、それでいいですねっていう・・・窓口的な意味で確認をしたい。事件が来たときは調節せず、市町村（甲府市等）よりは、女性相談支援センターで振り分けてもらう方がいいってことですかね。

委員：多分、甲府市とか富士吉田市ですと、私答えることではないかもしれませんが、甲府市に相談されても困らないようにして下さると思いますし、富士吉田市に相談しても困らないようにして下さると思います。必要なものはこちらに振り分けていただければ。

委員：なんていう窓口になりますか。

委員：女性総合相談窓口です。あの、最近設置したということではなく、結構前からございます。

委員：そこに支援員さんが配置されているということですか。

委員：女性相談支援員さんを配置しております。

委員：子どもがいるとすぐ子育て支援課に回されますが、それはそれでいいのか。

委員：そうですね・・・ちょっと実際直接そちらの方にも窓口（おひさま）もあるので・・・

委員：そうですね。そこから後ろに繋がるから大丈夫みたいな

委員：そうですね、連携を図るべきところは「おひさま」と連携をさせてもらっていますので。

委員：それじゃわかりました。市町村でこういう窓口を増やしているとね。ありがとうございました。

議長：ほかにご質問ご意見等ございますか。

委員：困難女性支援法においては、入所から退所になった方も寄り添い、継続的に支援をするとあります。どのように、そのあたりは、今変わりましたか。それからもう1点。入所者

の中に妊産婦、産後のケアが必要な人がいらっしまったかどうかということで、やはり助産師の活用、それから授乳室とかですね。非常にホスピタリティのある女性相談支援センターに生まれ変わってもらわなければ困りますね。したがって、そのあたりをしっかりと、どの程度、さらにはもう先ほどの物品とかいろいろ出てきましたが、もっと今までの女性相談所というのが、補導とか更正っていう、だから刑務所に入ったような拘束感がありました。特にこの妊産婦の、赤ちゃんを育てていくという原点に関わってくる女性たちの、やはりそこもしっかり環境整備をしていく中で、今年、今までの中で、妊産婦はいらっしまったでしょうかということを伺いたいです。

委員：単年で答えてしまうと個別の話になってしまうかなと思うのですが、ここ 3 年間に何人かの妊婦さん、それから、出産後の方がいらっしまいました。

委員：今年の情報で結構です。

委員：今年もいらっしまいました。

委員：何名ですか。

事務局：すいませんあまりちょっと個別的な話になってしまいますと・・・

委員：数が少ないので

事務局：個人が特定される可能性もありますので、申し訳ありませんが。

委員：あまり秘匿性秘匿性となると、本当に具体的な整備が進んでいるのかいうことはわからない。では、そこで助産師の活用はございましたか。

委員：うちの方ですね、その方のお住まいの市町村と連携をさせていただき、私達や市町村が同行支援して産婦人科にかかり、そこでは助産師さんから丁寧なご指導をいただきました。

委員：女性相談支援センターの入所時に、助産師の活用がありましたか。

委員：入所中の助産師の活用は、外来のみの活用です。

委員：はい。わかりました。

議長：そうしましたらお時間もございます。今回は代表者会議となりますので、個別のケースについてはまた実務者会議や個別ケース会議の機会にお願いします。それでは資料 3-1 については、以上で質疑を終了させていただきます。

事務局：資料 3-2 について説明（資料 P6 まで）

議長：私、支援に対する対応の格差をなくす取り組みということで事務局の方から説明がありました、これについてご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。

委員：配偶者の暴力被害者支援マニュアルを拝見いたしました。さらに支援する対象者が非常に複雑化していること、人権擁護、女性福祉、自立支援の面、そして対象者の相談を受ける上での基本理念等を追加していただき、女性相談支援全体に通ずるマニュアルにしたい。それからもう 1 点。特に私も市町村の議員方から、困難女性支援法の学習会をしたいと依頼を受けるのですが、まだまだこの法律が施行されたということを市町村も含めた県民の多くが知りません。多様な手法で啓発をお願いしたいと思います。

事務局：DVだけでなく、様々な課題を抱える女性が多いと考えておりますので、マニュアルを拡充・活用しながら、県民や支援者にご説明できるよう対応して参りたいと思っております。

委員：1 点目は、(資料 3-2 P6 提案内容中)「民間の私達とかなり違いを感じる」という箇所ですが、個別案件に係る場合もございますので、実務者会議等で具体的な指摘をいただければ、参考にさせていただきたいと思います。2 点目に、「面談記録票などもできるだけ統一できれば」とありますが、今後県の方で、各市町村に女性相談支援員を設置することを目標とされておりますので、「配偶者の暴力被害者支援マニュアル」等の中で面談記録票の参考様式（フォーマット）を示して頂ければ分かりやすいと思います。また、今後の相談窓口等の状況によって、マニュアルを更新するなど県から何かしらのご指導がいただけると考えてよろしいでしょうか。

事務局：相談者の方に窓口で何度も同じことをお話しいただくことは避けたいので、できるだけ市町村関係課が統一的に使用できるよう、被害者の情報やどういう支援を必要としているかなどを記載できるようまとめた様式（フォーマット）が資料にある「DV 被害者相談共通シート」になります。このシートの使用を強制いたしません、普段の業務に活用していただくことを想定して作成したものでございますので、ご覧頂き、ご意見をいただければと思います。

事務局：普及啓発についてですが、県の方でもあらゆる機会を通じて啓発して参りたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

委員：可能であれば、情報の提供等について相談者が記入する同意書もマニュアルの様式中に入れていただくと相談者も安心すると思いますので、ご検討いただきたいです。

事務局：ありがとうございます。マニュアルを発出する直前ですが、ご意見いただいた「同意書」について検討し、再度発出のタイミング等を検討します。

委員：県の方で整備していただけるということでありがとうございます・・・と言いたいところですが、今回の法改正の中で「官民協働」という言葉があります。民間の私たちとしては、今回もこの質問いただいたときに、この主導は県ですかという質問を何回もいただきました。「官民協働」というのは、県だけが率先してやるのではなく、民間の私達ももっと意見をいえる場がないのかなというふうに日頃から思っておりました。ですから、面談記録票の作成にも民間の関係者も入り、ともに作るという方向にはならないのかと説明を聞きながら感じておりました。そんなことで、発出直前ということですので、今更遅いのかかもしれませんが、何かを作成するときには、官民協働で作るという意識をもう少し持っていただけたら嬉しいと思います。

事務局：この様式については、先ほど説明がありましたが、被害を受けた女性が市町村に来庁した際、色々な窓口で何度も同じ話をすることが非常に負担だという認識のもと、市町村の窓口での利用を想定しておりましたので、今回は県で作成しました。今いただいた意見は大変貴重だと思いますので、民間の皆さんにもご確認いただきながら、作成したいと思います。先ほど1月に発出とお伝えしましたが、もう少々お時間いただいた段階で、市町村の方にお示ししたいと思います。

議長：官民協働という貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。そこを踏まえて、取り組みを進めていきたいと思います。

委員：先程の発言については、市町村の方と民間事業者で当事者に対する支援措置の態度が違うのではないかとのことだと思います。それで実務者会議で検討するということなので、それは誰が参加する会議ですか。

事務局：資料5の設置要綱等で詳細に示しておりますが、実務者会議は、女性相談支援センターが事務局となり、市町村などの行政機関や関係機関、女性支援団体の関係者にご参画い

ただきながら進めているところでございます。したがって、市町村の窓口対応等になりますと、女性相談支援センターや市町村担当者を中心にケースを確認したり、必要な情報を共有したりして支援策を検討していくことを想定しております。

委員：自分の話になりますが、弁護士も申し上げたような DV 被害対応やってまして、弁護士会の方からも、先ほど申し上げたとおり私は事件をやってなんぼという人間なので、困りますねで終わることはなく、その人の事件を解決しないとならないので、市町村が拒否するというのは予想してないんですけど、もうそれは市町村相手に訴訟でもやるぞって話なっちゃうんで。極めて、切実なテーマなんですね。だからちょっと弁護士会もその実務者協議ぜひ呼んでいただいて、啓発とか、教えるとかそれは非常に重要で、冊子なんかも重要なんですけども、担当者全員でですね、状況を共有して、市町村ではこうやっていかないと、現場の人はそんないちいち本で学んでる時間ないので、とにかく一気にその場で、みんなで情報を共有してやらないと、変えるのが難しいところですので。先ほど申し上げたように私たちは 1 個 1 個事件をやっているんで、それ考えると困るんですよ。切実なところありますので、ずっと弁護士会の方も実務者会議に呼んでいただいて、本当に変えられるようなそういう体制を組みたいと思っています。どうでしょうか。今即答しなくてもいいんですけど。私たちはもっと許しがたいケースがありまして、こんなふわっとした話し合いで頑張ろうじゃ絶対変わらないので。

委員：しっかりと、日頃からコミュニケーションをとって色々なことを一緒に決めたり、何度も当事者が同じ説明をせずに一度で完結するシステムを一緒に作ったりするコミュニティがそもそもでき上がっていない。そういう体制作りも官民協働のそもそもの基本だと思う。今は民間も行政も個々で行っている状態になってしまっているんで、「協働」をどういうふうに捉えているのかなと不思議に思っています。法律の施行から 1 年たちましたが、1 年前に会議をしても、結局この 1 年間、何も変わってないという実感しかなく、正直遅いです。当事者は、今日明日の食べるもの、住む場所に困り、命の危険を感じています。5 年間の計画期間なので、今年は何をしますって言うてる場合じゃなく、1 分 1 秒早くいろんな体制作りをしてもらわないと、民間の方にかかなりの負担がかかっている現状があるということ行政側に理解してもらいたいです。先ほどから言っていますが、行政の窓口の方の知識が本当に薄いのか何なのか。二次被害や、たらいまわしを受けている現状があります。行政の窓口対応で傷つくこともよくあるので、研修を 1 年で何回していますと言っている場合じゃなく、窓口に立った時点でプロなので、きちんと知識を持って対応して欲しいです。DV 証明書についても、甲府の 1 ヶ所しか取れない現状を変えてほしいとずっと訴えています。車がない方もいます。全市町村でいろんな相談を受け、必要な証明書等がとれるようにして欲しいです。教育もそうです。すべての暴力に関して、教員や教育委員会、学校へ声がけしているとか言っている場合じゃなく、1 年に何回も色々な学校や保育施設に講演をしていか

ないと、被害者も加害者もどんどん増えていく一方です。もっともっと危機感持ってやってもらいたいというのが、日々感じているところです。

事務局：やはり皆様方のご意見を踏まえながら、どうしても行政機関と民間団体様との距離がちょっとやっぱり遠いかなといったところは当然あると思います。実務者会議の話も触れましたけれども、まずはお互いの取り組みや課題を共有しながら、なるべく多くディスカッションや協議を重ねていきながらお互いのことを知り、やっぱりその女性の支援という目的は同じだと思いますので、相互理解のもと、しっかり支援ができるように、実務者会議のメンバーの選定を行い、会議の回数を増やしながら、できるだけ協働していけるように、我々女性相談支援センターと協働して進めて参りたいなと思っております。皆様方にご意見いただきながら、進め方等も今後検討して参りたいと考えております。

事務局：資料 3-2 について説明（資料 P7～8）

委員：たくさん要望した中で 1 点ということでしたので、やはり女性相談支援センターの機能強化が 1 丁目 1 番地だと思います。そして、山梨県で生きる暮らす少女女性達が、本当に山梨で暮らしたいと思えるか、この基本計画や施策は試金石だと思っております。提案した災害時の対応において、避難訓練も 1 つありますけど、災害時やコロナのような危機的な状況になると、DV も含めた女性への性暴力が 4 倍から 5 倍に増えます。一方で、今でも女性相談支援センターを知らない人が 8 割 9 割います。したがって、女性が困難なときには、県の女性相談支援センターが対応するという体制でいてもらいたい。すべての計画において、女性相談支援センターの存在を生かしてもらいたいです。もちろんセンター内での防災訓練や備蓄も重要だと思いますが、（過去の災害時に現地へ行った経験を踏まえて）女性達は声に出せません。女性相談支援センターに行けば何とかなるというセーフティネット機能の確保をぜひお願いしたいと思います。それからやはり、先ほど言いましたように刑務所のような物体ではない建物へリフォームしていただきたい。それが喫緊の課題です。他県ではすでに色々なシステムを構築しています。新しく建てるところもあり、ホームページなどで拝見するとうらやましい限りです。山梨に住む女性たちにも女性相談支援センターが良い方向へ変わったと感じ、希望を持てるような働きを県にお願いしたいと思います。

議長：ありがとうございました。女性支援センター機能強化については、議題（1）でも先生からご提案いただいており、女性相談支援センターは、女性支援の要となるところではございますので、県も心してというところはもちろんございます。

委員：災害時に女性が、普段以上にいろんな性被害とか、嫌な思いをする状況になるということを改めて認識したところで、職員も学んでいきたいと思います。しかし、そうは言っ

も、現状の女性相談支援センターの中では、いわゆる県に於けるBCPに則って、災害時はまず、今入所している女性達をどう守るか、そして計画の中では、24時間以内に女性相談を開始すると決められている中で、それ以上に業務を充実させることは、女性相談支援センターだけで担いきるのは難しいと思いながら今お話を聞いておりましたが、そういうところも含めて、業務に従事し、検証していかなければいけないと強く思うところでございます。

議長：ご提案いただいた趣旨は、もちろんおっしゃる通りのところありますけれども、なかなかすぐにというところが非常に難しいところがあります。

委員：環境という一括りの中に、人的環境と物的環境があると考えます。先ほど、物的環境については触れていただきましたが、人的環境の部分で、やはり、相談員の質の向上と職員の常勤化が必要だと思います。例えば、他の相談窓口や市町村に丸投げするのではなく、女性相談支援センターは相談を受けたらアセスメントしていただき、支援策を検討していただきたい。そして、必要に応じて、例えば甲府市の職員とセンターの相談員が連携図り、被害者がこれ以上苦しまなくて良いように支援をしていただきたい。可能であれば、同行支援もしていただきたい。こういった人的環境を整えていただきたいという思いです。

事務局：ありがとうございます。人的環境に対する先生の思いをいただきました。人的環境につきましては、毎年度、人事や組織の見直しがある中で、女性相談支援センターの役割、相談件数、現状を踏まえまして、必要に応じて、局内で検討し、必要な人員確保の方に努めていきたいと思っています。なかなかすぐにはいきません。県庁全体でも人手が不足しておりますので、そうは言っても必要なことについては、しっかり検討したいと思っています。ありがとうございました。

議長：そうしましたら、次の議題を事務局お願いします。

事務局：資料3-2について説明（資料P9）

議長：今事務局からありましたように、皆様から課題や協働連携上の問題点、等ご報告をいただき、情報共有しながら協議することになっておりますので、ご発言いただける方がいらっしゃればお願いしたいと思います。

委員：今日、この場に教育委員会の方が、1人もいらっしゃらないのはとても残念です。私達は学校に行き、講座を提供しております。（資料3-2P5に）人権教育を行っていると思いますが、暴力の問題＝公衆衛生の問題だと理解していただきたいです。コロナ渦では本当に公衆衛生の問題と捉え、危機感を持って取り組んでいました。暴力も同じだと思います。

す。本当に危機感を持っています。私達が講座に行くと、小学生は講座の後に感想を言いに来てくれて、自分が今まで下ネタ言っていたと認識し、反省してくれます。命に関わる問題になると捉え、本当に真剣に私達の話聞いて、自分がこれまで暴力と気づかずしてしまっていたと伝えてくれます。一方で教員は暴力に気づいていません。いたずらや単なる悪ふざけで終わってしまいます。多くの子ども達は、初めて殴る蹴るだけが暴力でないと知ったという感想があります。暴力は言葉の暴力や性暴力、無視など色々あるのに、教員が気づかなければ、子ども気づきません。先ほど、事務局から大勢の方が研修に参加しているとありましたが、私達がびゅあ総合と教育センターと共催で、ここ数年夏休みに講座を実施しておりますが、残念なことにすべて数人程度しかご参加頂けていません。自ら意識してジェンダーや子供の暴力の問題を学びたいと思っている先生は本当に少ないです。私自身も30年間中学校の教員をしてきた反省から言っています。教員の時は、暴力が公衆衛生の問題だと意識したことは本当に少なかったです。その時の経験から危機感をもっと共有したいと考えています。現在、甲府市から委託を受け、高校と大学へ講座に行っていますが、若い方々は柔軟に暴力の問題に気づいて自分の問題としてとらえてくれます。加害者はかなり減るだろうと思います。加害者が1人でも減れば、被害者は50人減ると思います。そのぐらい被害者は多いです。なので、若年層に対し、行政がこのような講座を積極的にやることはとてもありがたいと思います。施行された新法は、女性への暴力を防止することが大きな目的なので、しっかりと教育委員会でも、ジェンダー平等教育や暴力防止教育に取り組んで欲しいなと願っています。

委員：行政の職員には、各民間団体や相談窓口の特徴を勉強してほしいです。ただ、相談者が来たからパンフレット渡しましたではなく、例えば私のシェアハウスではこういう特徴があり、部屋代がどのくらい必要ということを知っていただきたい。そうした情報を知らず、ただパンフレットを渡して、相談者が私のところにきて、再度同じ説明をして、最後に部屋代が必要と説明すると、聞いていませんということが何度も何度もありました。なので、こういう人が来たら、ここに相談したほうがいいかなと案内できる横の繋がりを築いてほしいです。今はそれぞれの連絡先を全然知らず、知り合い同士で連絡を取り合っています。県内にどんな支援や団体があって、それぞれどんな特徴をもっているかということを各団体が知らないの意味ないと思う。県にはそうした協力体制を作ってもらいたいと思います。

事務局：おっしゃる通りかなと思います。我々もお互いのことを知ることが大事だと思いますし、当然、市町村窓口等の実務をされている方々や、我々を含む県の職員がディスカッションを重ねていけるよう、今回の支援調整会議の実務者会議や、個別ケース検討会議をより多く重ねて、連携を密にしていくこと進めて参りたいと思います。

事務局：最後の議事に行きます。資料 3-2 について説明（資料 P10～11）

委員：私は、山梨における男女の大学進学率の差が大きいことを非常に不思議に感じております。進学率自体は高いので、何があるのかなと気にかかっており、ここを調べていけば、何か山梨の特質がわかるかもしれないし、わからないかもしれないですね。そういう提案ですので、また今後よろしくお願いします。

事務局：承知しました。先生のご意見は県教育委員会に伝えさせていただき、何かありましたらご報告いたします。

議長：資料については終了いたしました。何かございますか。

委員：山梨県は特定妊婦の数が多いです。妊娠した女子高生を中途退学させないでほしい。何とか卒業できるように配慮することが文科省の通達でも言われております。貧困に陥らないよう要望させていただきたいです。それから、こども家庭センターとの連携もぜひお願いしたいと思います。

議長：今、特定妊婦とこども家庭センターのお話がございましたので、関係課に情報共有をさせていただきたいと思います。

委員：（資料 3-2 P11 で）弁護士会の質問に対し、今後の対応として「社会全体としてジェンダー平等への理解を促していくが重要」と県からありますが、私たち毎月 1 度、啓発のためのジェンダートークの会を開いていますが、警察からは参加を断られています。個人でも団体としても警察官はそういうところには行かないと言われていました。弁護士会からはいいお返事をいただいておりますが、社会全体ということは、警察も含めてと考える必要があるのではないのでしょうか。民間から警察に考えを伝える場をぜひ設けていただき、警察のこともさらに知りたいと思います。

委員：時間が許す限り、このような機会を設けることは、最終的にお互いを知り交流に繋がると思っていますので、ぜひ遠慮なさらず、こういった機会をどんどん設けていただいてですね、そこでみんなが参加していくことは、やはりこの会議自体の意義にも繋がると思っています。ぜひ設けていただいて、進めていただきたいというふうに思います。

議長：また協働・連携できるように進めて参りたいと思います。

司会：それでは次第の 5、その他に移らせていただき、何か皆様方でご質問ご意見等があれ

ば、挙手をお願いいたします。

委員：先ほどもありましたが、女性支援における郡内地方の格差があると非常に感じるところで、証明書を取りに行くことも大変ですので、ぜひ県の方で何か手だてを考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員：先日新聞報道で、性被害や非常に多くの女性達が性的搾取を受けている実態が掲載されていました。「かいさぽももこ」における相談、この被害女性達の被害回復支援においては、女性相談支援センターとの連携はどうなっていますか。できていないのであれば、しっかりやってもらいたいということと、ホームページの内容も困難女性支援法ができてから内容が変わっていないので、配偶者暴力相談支援センターにつなぐだけではなく、女性相談支援センターの存在を明記して欲しい。それから女性相談支援センターのホームページ上でも、対象者にDVにおける性的暴力はあるが、DV以外の性暴力被害・性の搾取などの対象者が入っていません。女性相談支援センターの対象者は全ての女性ですから、ホームページを充実させていただきたいと思います。

委員：新法が施行された際、ホームページも整理をしたつもりでしたが、きちんとご案内する内容をまた検討していきたいと思います。

以上